

議員提出議案第 2 号

狹山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狹山市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

狹山市議会議長 東 山 徹 様

提出者	狹山市議会議員	手 島 秀 美
賛成者	同	小谷野 剛
	同	加賀谷 勉
	同	齋 藤 誠
	同	田 中 寿 夫
	同	田 村 秀 二
	同	中 村 正 義
	同	栗 原 武
	同	猪 股 嘉 直
	同	尾 崎 忠 也

提案理由

委員会審査の充実と効率化をはかるため、各常任委員会が所管する事務を改めたいので、この案を提出するものである。

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「（次号アに掲げる事項を除く。）」を削り、同号ウ中「次号イ、ウ及びエ」を「次号ア」に改め、同条第2号中アを削り、イをアとし、ウからオまでを削り、カをイとし、キをウとし、同条第3号中「建設委員会」を「建設環境委員会」に改め、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 環境部の所管に関する事項

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる常任委員の改選の日から施行する。